

埼玉県住宅政策懇話会設置要綱

(目的)

第1条 社会経済環境の変化や県民のニーズに対応した総合的な住宅政策を進めるため、埼玉県住宅政策懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項について検討する。

- 一 今後取り組むべき県の住宅政策の基本方向、施策の内容等に関すること。
- 二 その他県の住宅政策の推進上必要な事項に関すること。

(組織等)

第3条 懇話会は、別表に掲げる委員をもって構成する。

(座長及び副座長)

第4条 懇話会に座長及び副座長を置く。

- 2 座長は、懇話会を代表し、会務を総括する。
- 3 副座長は座長を補佐し、座長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 懇話会は座長が招集する。

- 2 会議は、必要に応じて随時開催する。
- 3 座長は、会議の議長となる。

(部会の設置)

第6条 懇話会に、住宅政策に関する専門的事項について調査検討を行うため、部会を置くことができる。

- 2 部会は、座長が指名する委員をもって構成する。

(専門委員)

第7条 座長が必要であると認めるときは、懇話会及び部会に専門委員を加えることができる。

(庶務)

第8条 懇話会の庶務は、都市整備部住宅課において処理する。

(設置期間)

第9条 懇話会の設置期間は、平成23年3月31日までとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年1月29日から施行する。

別表

	氏 名	役 職
座長	大村謙二郎	筑波大学大学院システム情報工学研究科教授
副座長	秋山 哲一	東洋大学理工学部建築学科教授
	秋元 智子	NPO法人環境ネットワーク埼玉理事・事務局長
	斉藤 道生	一般社団法人移住・住みかえ支援機構 専務業務役員・副代表理事
	坂本 純子	NPO法人新座子育てネットワーク代表理事
	柴田潤一郎	財団法人埼玉りそな産業協力財団常務理事
	野村 知子	桜美林大学健康福祉学群教授
	宮沢 俊哉	埼玉県住まいづくり協議会会長 (株式会社アキュラホーム代表取締役社長)

(座長及び副座長以外は五十音順)